

業務仕様書

1 業務名

札幌市若年期の女性を対象とした支援に関するインターネット調査業務

2 契約期間

契約締結日から令和2年12月25日（金）まで

3 目的

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書（令和2年（2020年）3月札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会）」において、思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設が提言されている。

10代から20代に見られる様々な諸課題へ支援の枠組みは、札幌市はもとより、国の施策としても不足している状況にある。そのため、婦人保護事業と児童福祉法に基づく支援の狭間にある若年女性が抱える様々な困りごとを把握し、性的搾取を含めた身体的、心理的被害に遭っている、もしくは被害に遭う可能性のある若年女性への支援に関する事業構築に向けた課題等の基礎資料を得ることが本事業の目的である。

4 業務の範囲

- (1) 調査設計サポート
- (2) モニター提供・抽出
- (3) インターネットアンケート
 - ア アンケート入力
 - イ 画面作成・修正
 - ウ アンケート配信・実施
 - エ 回答データ回収・管理
- (4) 集計データ納品

5 アンケート対象及びサンプル数

- (1) アンケート対象
 - 札幌市に居住する15歳（※中学生を除く）～29歳の女性
- (2) サンプル数
 - 1,000名
 - なお、下記の割り付けでアンケートを実施すること。
 - ・15歳～19歳 400名
 - ・20歳～24歳 400名
 - ・25歳～29歳 200名

※受託者が提携等する他社保有モニターも含めることも可能とする。ただし、下

記6のモニターの品質管理水準は受託者が保障すること。)

6 調査対象モニター

(1) 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは、下記のモニターをいう。

ア 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター

イ 重複・なりすましと判断されるモニター

ウ その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター

(2) 登録属性につき、適切に更新がなされていること。

7 アンケート実施期間

アンケートは10月頃の実施を予定しており、アンケート実施期間は1週間程度を予定している。

また、実施に当たって作成したアンケート調査画面の構成は、事前に札幌市の承認を得ること。

8 アンケート設問数

(1) 30問以内

(2) 表組設問は、表側を1問とカウントする。また、縦方向回答の表組設問の場合、表頭1列につき1問とカウントする。

(3) 1問における選択肢数は、最大25個までとする。

9 アンケート実施納品書

下記の電子データ一式を納品すること。

(1) アンケートローデータ（フラグ形式）

(2) 単純集計表

(3) クロス集計表（基本属性と割付軸のクロス集計、その他札幌市が指定する分析軸でのクロス集計。）

(4) 自由回答欄一覧

(5) 調査開始時にモニターに送ったメールのテキストデータ

(6) 調査画面

10 契約金額の支払い

契約金額は、当該業務の完了後検査を行い、検査合格後に一括で支払う。

11 権利関係

(1) 本業務における制作物の取扱い

ア 本業務の履行における作成物の所有権は、すべて札幌市のものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著

作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に札幌市に無償で譲渡するものとする。

(2) 知的財産権の使用について

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 前項アにかかわらず、札幌市がその方法を指定した場合は、この限りではない。

12 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び「個人情報取扱留意事項」（別紙）に基づき、適切な措置を講じること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者と協議し承認を得ること。

(4) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(5) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について本市と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。